

平成30年度

さが農商工連携応援基金事業助成金

公募要領
(第3回募集)

<応募受付期間>

平成30年(2018年)11月1日(木)～

平成30年(2018年)11月30日(金)

<応募書類の提出先>

下記までお持ちになるか、又は郵送してください。

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター 食品製造業振興課

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114

電話 0952-34-4418

メール rokujika@mb.infosaga.or.jp

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター

【目次】

1	事業の目的	P 1
2	実施主体	P 1
3	応募資格	P 1
4	助成対象事業	P 2
5	助成対象経費	P 2
6	助成率及び助成限度額	P 4
7	助成期間	P 4
8	採択予定件数	P 4
9	助成対象者の義務	P 5
10	応募期間・方法	P 5
11	審査方法	P 6
12	助成対象事業を実施するに際しての注意事項	P 7
	(参考) 関係法令	P 8

1 事業の目的

佐賀県内の農林漁業者と中小企業者とが有機的に連携し、かつ、互いの経営資源を有効に活用して、新商品、新技術及び新役務の開発を行う取組に対し、別途定める「さが農商工連携応援基金事業費助成金交付要領」に基づき必要な経費の一部を助成し、もって地域の活性化を図ることを目的とします。

2 実施主体

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（以下「当公益財団」といいます。）が、さが農商工連携応援基金事業の実施主体として、助成対象事業の公募、審査・選定、助成金の交付などを実施します。

3 応募資格

(1) 農林漁業者と中小企業者との連携体であること

※「農林漁業者」とは、農業者、林業者、漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）であって、かつ、県内に主たる事業所を有する者又は住所を置く者をいいます。

※「中小企業者」とは、(独)中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、県内に主たる事業所を有する者（ただし、「農林漁業者」を除く。）をいいます

※「連携体」とは、農林漁業者と中小企業者とで構成する共同事業体であって、その事業が双方の経営資源を有効に活用し、互いに役割を分担して一定の目的達成のために共同して取り組み、相互の経営の改善及び経営の向上を図ることをいいます。

(2) (1)の助成事業者若しくは自社の役員等が、以下の①～⑦に該当しないこと。

①暴力団

②暴力団員

③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※助成対象者は、上記の②～⑦に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合は助成対象者から除外されます。

※応募にあたり、応募書類及び関係書類の提出とともに、別紙の誓約書を提出してください。

（様式の取得につきましては「10 応募期間・方法」を参照ください。

※誓約書については、連携体となる事業者はそれぞれ一部ずつ提出してください。

4 助成対象事業

以下に掲げる取組を対象事業とします。なお、県外見本市等への出展のみを内容とする事業は対象となりません。

【新商品等開発事業（新商品・新技術・新役務の開発）】

市場調査、研究、試作品製作、分析試験、モニタリング、商品デザイン開発、県外見本市への出展など

※1 佐賀県内で研究開発等を行うことが要件です（一部県外機関等に委託、外注することは認めます。）。

※2 県外見本市等は、交付決定日以降に開催されるもので、かつ、販売が主目的ではなく、商談ベースであること（即売会や物産展、申請者等が主催するものは対象外。）。

また、対象となる出展物は、さが農商工連携応援基金事業助成金を受けて連携体が開発したもので、商談用サンプル（パッケージ有り、販売予定価格付）であり、すでに販売しているものは対象となりません。

5 助成対象経費

本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できる以下に掲げる経費を対象とします。

(1) 研究開発費

① 原材料費

事業遂行に必要な材料・部品を購入するために支払われる経費

② 機械装置等購入費

事業遂行に必要な機械・設備類・工具器具類の購入及び機械・設備類の試運転・据付を行うために支払われる経費（試作品開発や試験等行うために必要なものに限り、生産設備に転用できるなど汎用性の高いものについては、原則、助成対象外）

③ 借損料

事業遂行に必要な機器・設備類のリース料・レンタル料として支払われる経費

④ 備品費

事業遂行に必要な備品を購入するために支払われる経費

※備品とは、耐久性のある物品で使用によりただちに消耗することなく、かつ、通常の状態

においてその性質又は形状を失わずに長期の使用に耐えうる物品をいう（車両やリフト、パソコン等の汎用性がある備品は除く）

⑤ 製造・改良・加工料

ア 事業遂行に必要な機械・設備類・工具器具類の設計、製造、改良、加工を行うために支払われる経費

イ 事業遂行に必要な試作品等の製造、改良、加工を行うために支払われる経費

⑥ 実験費

事業遂行のために必要な試作品等の実験・分析を行うために支払われる経費

⑦ 設計費

事業遂行に必要な試作品等の設計を行うために支払われる経費

(2) 謝金

事業遂行に必要な指導・助言等を受けるために依頼した専門家へ謝礼として支払われる経費

(3) 旅費

① 専門家旅費

指導・助言等を受けるために招聘した専門家へ旅費として支払われる経費

② 職員旅費

会議への出席又は情報収集等を行うための旅費として支払われる経費

※見本市等への参加に要する旅費に係る助成対象経費は、当該見本市等への出展を行うための経費の3分の1以内とし、かつ、30万円が交付限度額です。

(4) 諸費

① 会議費

事業遂行に必要な情報、意見等の交換や検討を行うための会議を開催する場合のお茶代として支払われる経費

② 会場借料

事業遂行に必要な情報、意見等の交換や検討を行うための会議を開催する場合の会場代として支払われる経費

③ 通信運搬費

事業遂行に必要な郵便料（切手、はがきの購入を含む。）及び物品等の運搬代として支払われる経費

④ 消耗品費

事業遂行に必要な消耗品を購入するために支払われる経費

⑤ 印刷製本費

事業遂行に必要な資料や印刷物の作成を行うために支払われる経費

⑥ 資料購入費

事業遂行に必要な図書、文献、資料等を購入するために支払われる経費

⑦ 広報費

事業遂行に必要なパンフレット・ポスター等を作成するため、又は広報媒体を活用するために支払われる経費

⑧ 見本市等出展経費

県外において開催される見本市等に試作品等を出展するために支払われる経費

⑨ 通訳料・翻訳料

事業遂行に必要な通訳や翻訳を依頼しその対価として支払われる経費

⑩ 産業財産権等取得費

事業遂行に必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を取得するために支払われる経費

※ 産業財産権等の取得に要する経費のうち、以下の経費については助成対象となりません。

- ・日本の特許庁に納付される特許出願手数料、審査請求料及び特許料
- ・拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費

※ 助成事業終了日までに出願手続きを完了していることが公的機関の書類等で確認できない場合には、当該費用は助成対象になりません。

※ 弁理士の手続代行費用を助成対象とする場合には、助成事業期間中に契約が締結されていることが必要です。

※ 他の制度により特許権の取得について支援を受けている場合は、特許取得費に係る助成はできません。

⑪ 雑役務費

事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）へ賃金、交通費として支払われる経費

(5) 委託費

試作・開発等に関する委託、ニーズ調査に関する委託を行うために支払われる経費

(6) その他

上記(1)～(5)に該当しない経費で、当公益財団が特に必要と認める経費

※ ①用地、建物の取得に要する経費、②経営者および従業員並びに非常勤職員などの人件費、③交際費、④用途の定まっていない活動に対する経費は、助成対象になりません。

6 助成率及び助成限度額

助成率	助成限度額	摘要												
助成対象経費の 3分の2以内	1,000千円 以上 5,000千円 以下	見本市等への出展を行う場合の事業費に係る助成限度額は、助成事業者が出展を行う地域に応じて次の表のとおりとする。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>出展する地域</th> <th>助成限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東地方</td> <td>1,500千円</td> </tr> <tr> <td>近畿地方</td> <td>1,200千円</td> </tr> <tr> <td>九州</td> <td>900千円</td> </tr> <tr> <td>海外</td> <td>2,000千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,200千円</td> </tr> </tbody> </table>	出展する地域	助成限度額	関東地方	1,500千円	近畿地方	1,200千円	九州	900千円	海外	2,000千円	その他	1,200千円
		出展する地域	助成限度額											
		関東地方	1,500千円											
		近畿地方	1,200千円											
		九州	900千円											
		海外	2,000千円											
その他	1,200千円													

7 助成期間

当公益財団が助成金の交付を決定した日から2019年11月30日までです。
なお、当公益財団が交付を決定する前に支出した経費は、助成対象になりません。

8 採択予定件数

【**新商品等開発事業（新商品・新技術・新役務の開発）**】 6～7件

9 助成対象者の義務

助成金の交付を決定するに当たっては、以下に掲げる事項が交付の条件です。

- (1) 交付決定を受けた後、助成事業の内容若しくは経費の配分を変更しようとするとき又は助成事業を中止若しくは廃止しようとするときは、事前に、当公益財団理事長の承認を得ること。
- (2) 助成事業が完了したときは、実績報告書を提出すること。
また、助成事業完了後3年間は、当該助成事業に係る過去1年間の事業化の状況について、事業化状況報告書を提出すること。
- (3) 助成事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、助成事業が完了した年度の属する会計年度終了後5年間は保存すること。

10 応募期間・方法

(1) 応募期間

平成30年(2018年)11月1日(木)～平成30年(2018年)11月30日(金)

(2) 応募方法

さが農商工連携応援基金事業助成金事業応募書類・誓約書を作成し(応募用紙に記載の書類を添付すること。)下記までお持ちになるか、又は郵送してください(提出部数:1部)。

お持ちになる場合の受付は、8時30分から17時15分まで(土・日・祝日を除く。)です。郵送の場合は、平成30年(2018年)11月30日(金)の当日消印有効です。

※助成金事業採択応募書類・誓約書の様式は、下記に請求するか、又は当公益財団のホームページからダウンロードしてください。

※電子メールによる提出は受け付けていません。

※応募書類等に記載漏れ等がある場合、応募期間内ならば訂正が可能ですが、応募期間経過後は受け付けられませんのでご注意ください。

なお、応募期間経過後は、提出された書類は返却しません。

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114
公益財団法人佐賀県地域産業支援センター 食品製造業振興課
電話：0952-34-4418
メール：rokujika@mb.infosaga.or.jp
ホームページ：http://www.infosaga.or.jp/

1 1 審査方法

(1) 審査手順等

① 募集期間内に提出のあった応募書類について、当公益財団が設置する審査委員会で、下記(2)の審査基準に基づいて総合的に審査します。

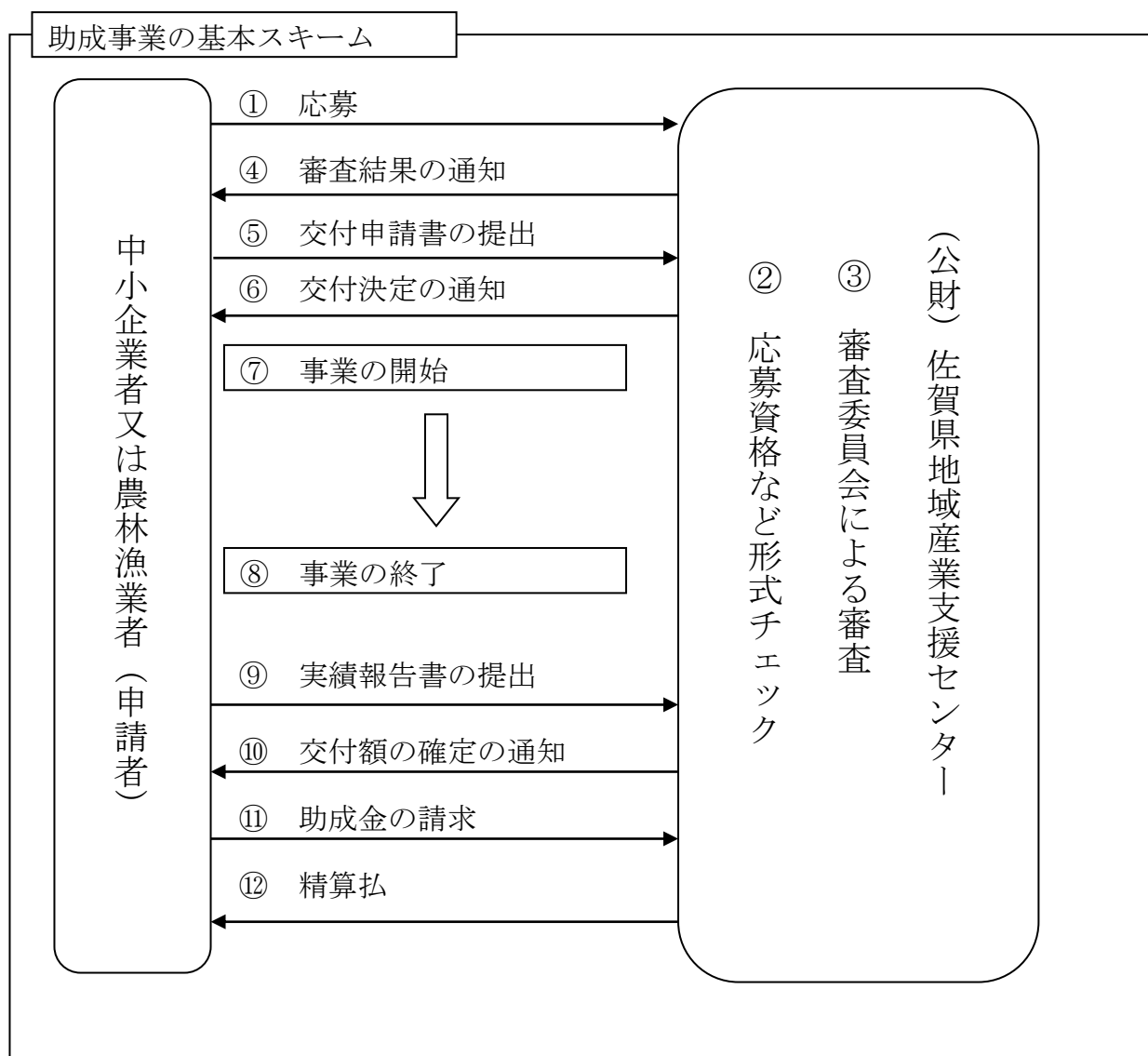
書類審査のほか、応募者には、審査委員会においてプレゼンテーション及び計画の説明を行っていただきます。

審査委員会は、大学関係者など有識者により構成し、厳正かつ、公平、校正に審査します。

なお、審査委員の氏名及び審査の経過については、応募者本人を含め公表しません。

② 審査に当たっては、必要に応じてヒアリング、追加資料の提出等を求める場合があります。

③ 審査委員会の審査に基づき、当公益財団が決定し、その後、採択された事業については、採択者から交付申請書を徴した後、当公益財団から交付決定について通知します。



(2) 審査基準

ア 必要性

- ・研究開発等の必要性が認められること。

イ 新規性・独創性

- ・従来の製品、サービスと比較して新規性・独創性があること。
- ・競争優位性を感じさせる革新的なものがあること。

ウ 市場性

- ・ターゲット・市場規模を明確に把握していること。
- ・競合製品との明確な差別化が図られていること。
- ・販売価格を考慮し十分な市場性が見込まれること

エ 実現可能性

- ・助成期間終了後3年以内での事業化が見込まれること。
- ・開発課題が明確で、研究開発方法に十分妥当性があること。
- ・研究開発等に必要な人的体制が構築されていること。
- ・数値、計画の整合性は取れているか。

オ 連携体としての妥当性

役割分担が明確で、かつ、双方の経営資源を有効に活用し、相互に経営の改善を期待できる連携体であること。

カ 事業実施主体の安全性

- ・助成金を申請内容どおりに使用することが見込まれること。
- ・事業の遂行に支障が生じるおそれがないこと。

キ 波及効果

- ・県内産業及び地域の活性化に資するものであること。

ク 総合評価

- ・総合的に、助成金を交付し積極的に支援する必要があること。

1 2 助成対象事業を実施するに際しての注意事項

(1) 以下に掲げる事項が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくは条件を変更することがあります。

① 助成金を用途外に使用したとき。

② 助成金により取得又は効用増加した財産を、当公益財団の承認を受けずに、助成の目的に反して、使用・譲渡・交換・貸し付け・担保に供したとき。

③ 助成決定の内容・条件その他法令等または当公益財団理事長の指示に違反したとき。

(2) 上記(1)の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、その返還を求めます。

(3) 助成事業に基づき助成事業年度又は助成事業年度の終了後3年以内に出願若しくは取得した産業財産権等について、第三者への譲渡又は専用実施権の設定は認めないこととします。

- (4) 採択した事業については、原則として、助成先の事業主体名や企業概要、事業名や事業概要等を公表します。
- (5) 助成金の支払時期については、助成期間経過後に実績報告書が提出され、助成額が確定した後に支払われます。

(参考) 関係法令

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種及び第5号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）（抜粋）

（中小企業者の範囲）

第1条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下「法」という。）第2条第1項第5号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
1	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
2	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
3	旅館業	5千万円	200人

2 法第2条第1項第8号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5千万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの
- 八 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が法第2条第1項第1号から第7号までに規定する中小企業者であるもの